学校いじめ防止基本方針

令和５年８月

亀山市立白川小学校

亀山市立白川小学校いじめ防止基本方針（改訂版）

令和５年８月
平成２９年３月一部訂正
令和３年１１月一部訂正
令和４年１０月一部改正
令和５年　８月一部改正

1 いじめに対する基本的な考え方

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条および三重県いじめ防止条例第2条第1項）
「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が、心身の苦痛を感じているものをいう。

上記の考え方のもと、亀山市教育ビジョン及び亀山市いじめ防止基本方針に基づき、全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、また、「重大事態」等に適切に対処するために「いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめの防止等は、全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底的に取り組むべき重要な課題であり、また、いじめをなくすため、まずは、日頃から、個に応じたわかりやすい授業を行うとともに、深い児童理解に立ち、生徒指導や人権教育の充実を図り、児童が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるようにしていくことが重要であると考える。

これらのことを踏まえ、いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。
⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1)「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導担当、コーディネーター、養護教諭の他、心理の専門家（スクールカウンセラー）、担任等によって構成されるいじめ防止対策委員会を常設する。また、必要に応じて、スクールソーシャルワーカー、CS委員等が委員会に加わることがある。

（2）「いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

② いじめの相談・通報の窓口としての役割

③ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

④ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

3 いじめ防止の対策のための具体的な取組

(1)いじめ防止のために

① いじめについての共通理解

ア いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、全教職員の共通理解を図る。

イ 児童に対しても、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

ア 学校の教育活動全体を通じて、児童の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、お互いの人格を尊重する態度を養う。

イ 児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

③ いじめが生まれる背景と指導上の注意

ア いじめ加害の背景に様々なストレスが関わっていることを踏まえ、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進めていくこと、児童の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団作りを進めていく。

イ ストレスに適切に対処できる力を育む。

ウ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

エ 学校として特に配慮が必要な児童については、教職員が個々の児童の特性を理解し、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、必要に応じて保護者や周囲の児童に対してその特性の理解を促す取組を行う。

④ 自己有用感や自己肯定感を育成

ア 全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができる

よう、子どもの自己有用感が高められるよう努める。

イ　自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

⑤　児童自らがいじめについて学び、取り組む機会の設定

ア　児童がいじめを行わない、かついじめを傍観しないよう児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

イ　その際、全ての児童が取組の意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

ウ　児童がいじめの防止・早期発見に必要な知識を得たり、いじめを発見したときの対応方法を身に付けたりするための学習を推進する。

エ　児童のネットリテラシーや情報モラルを育む学習を推進する。

（2）　早期発見のために

①　いじめの実態を把握するための取組

ア　日常的な児童への目配りや対話、生活ノート（連絡帳）等のやり取りを通して、交友関係や悩み等の情報の把握に努める。また、交友関係や、日常生活等において変化が見れあれる場合には、職員間で情報を共有し、必要に応じて該当児童への声掛けや見守りを行う。

イ　学期に１回以上の生活アンケート（いじめアンケート）調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組む。

ウ　学級満足度調査（QU）を有効活用し、データに変化がみられる場合は、職員間で情報共有し、必要に応じて該当児童への声掛けや見守りを行う。

エ　抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、保健室やスクールカウンセラーの利用、電話相談窓口について広く周知する。また、小規模校の特性を活かして、どの教員もが児童と関わることができる関係の中で、普段から児童の些細な変化に気づいたり、児童が相談しやすい人間関係作りに努めておく。

エ　スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとともに、児童の実態把握に努める。

オ　教職員、保護者対象の「いじめ早期発見のための気づきリスト」を活用し、児童のいじめの早期発見に努める。

②　保護者との信頼関係を確立することで、家庭訪問や家庭連絡等を通して、児童の情報交換ができるようにする。

（3）　いじめに対する措置

①　いじめの発見・通報を受けたときの対応

ア　いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。また、「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。また、直ちに管理職に報告をする。いじめの疑いがある行為には、早い段階から組織的に適切な関わりを持つことが必要である。いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保することが必要である。

イ　発見・通報を受けた教職員は、原則としてその日のうちに管理職に報告し、当該組織で情報を共有する。その後、「いじめ防止対策委員会」が中心となり、速やかにいじめの事実確認を行い、対応方針を決定する。事実確認の際には、被害者・加害者だけでなく、目撃者、関係教職員などから組織的に聞き取る。また、聞き取った事実は、確実に記録に残すようにする。学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。事実関係が確認できたら、迅速に保護者（加害側）に連絡し、保護者の協力を求めるとともに保護者に対する継続的な助言を行う。亀山市教育委員会はじめ関係機関と連携しながら対応を行う。

ウ　いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるとき、学校は亀山警察署と相談して対処する。児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに亀山警察署に通報する。

② いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童から事実関係の聴取を行う。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。さらに、いじめ防止対策委員会で確認できたいじめに関係する事実や、決定した対応方針について、丁寧に保護者に伝える。事実確認の間も対応が遅れることのないよう、被害児童や保護者に寄り添って対応を行う。児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、いじめられた児童の安全を確保する。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう必要な措置をとり、環境整備を図る。状況に応じて外部専門家の協力を得る。また、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、被害児童の心のケアを行う。また、安心して登校できるよう支援するために関係機関との連携を進める。場合によっては弁護士や心身クリニック等の医療機関と連携することも検討する。

③ いじめた児童への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。事実関係が確認できたら、迅速に保護者に連絡し、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童へは、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめの背景にも目を

向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。いじめの状況に応じて、特別の指導計画による指導のほか、関係機関との連携による措置も含め毅然とした対応をする。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、いじめに加担する行為であることを理解させる。学級全体には、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる指導をする。

いじめの解決とは、一定期間（概ね3ヶ月を目安とする）被害児童やその保護者からの被害の訴えがなく、かつ複数の教員の観察等から実態がないと判断されたときとする。

⑤ ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を取る。その際、必要に応じて関係機関の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。併せて、ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みについても周知する。

⑥ LGBT（性的マイノリティ）、原発事故等の被災者などへのいじめの対応

今日的課題の一つとして、LGBT（性的マイノリティ）や原発事故等の大災害における避難児童へのいじめへの対応については、被害の実態を把握した段階で、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。併せて、児童への正しい知識の啓発を進めるとともに、保護者、地域に対してもその理解と、学校への協力を求めることを目的に当事者等による研修など啓発活動を推進する。

4 保護者・地域の役割

(1) 保護者の役割

いじめ防止対策推進法第9条では、保護者は「子の教育について第一義的責任を有するもの」とされ、保護する児童が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護する」ものとされている。

また、保護者は学校等が講じるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとされ、いじめ防止に関する家庭の役割は極めて重要であると考える。

（2） 地域の役割

子どもが安心して過ごすことができる環境をつくることは、地域社会の大切な役割であり、地域において大人が子どもを見守ることも重要である。地域住民がいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や市教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行うよう呼びかけていく。

（3） 学校・保護者・地域の連携推進

学校は、PTAの各種会議や保護者会、CS等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行い、地域及び保護者との連携を推進していく。また、事案によっては、幼稚園や保育園、中学校及び他の小学校と連携し、情報共有を行う。

さらに、学校は、いじめ防止基本方針をホームページ等で公開することで、学校、保護者だけでなく、地域ぐるみのいじめ防止対策を推進する。

5 重大事態への対処

（1） 重大事態とは

重大事態とは、①「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、②「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」をいう。

①については、いじめを受ける児童の状況で判断する。たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には適切に調査し、校長が判断する。

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、直ちに亀山市教育委員会に報告するとともに調査を実施する。また、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査や報告にあたる。当該の児童及び保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。 被害児童や保護者が調査を望まない場合であっても、その理由を把握し、被害児童を全力で守ることを最優先とし、どのような調査を行うことができるか、被害児童や保護者と協議する。

（2） 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、亀山市教育委員会に報告するとともに、いじめ防止対策委員会が調査を行い事態の解決に当たる。また、事案によっては、亀山市教育委員会の調査機関が調査を行い対応する。そして、当該児童及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等の必要な情報を適切に提供する。調査結果については、亀山市教育委員会を通じて亀山市長に報告する。

6　新型コロナウィルス感染症に係る偏見、いじめ・差別をなくすための対処

新型コロナウィルス感染症に関わる偏見や誹謗中傷、いじめや差別行為などの人権侵害の発生は、断じて許されない行為である。このような人権侵害を防止するため、児童が新型コロナウィルス感染症に係る偏見やいじめ・差別に気づき、それらをなくすための行動をとることができる力を身につけられるよう、三重県教育委員会が作成した学習指導資料等を活用して、児童の発達段階を踏まえて正しい知識や行動を考えていく必要がある。

また、三重県PTA連合会からは、「一人ひとりが感染防止対策をし、感染者をあたたかく見守る活動を！」のメッセージとともに「コロナ対策3つの約束」（「聞かない」「言わない」「探らない」）の取り組みが昨年度発出されている。今後も、三重県教育委員会の指導資料と合わせて、計画的かつ定期的・継続的に取り組んでいかなければならない。

いじめ早期発見のための気づきリスト（保護者用）　資料１

（本気づきリストの活用例）
- 長期休業の終わり頃から新学期にかけて、日曜日から月曜日にかけてなど、休み明け前後に使用してお子さんの変化を把握
- お子さんの様子が気になった時に、お子さんの変化を具体的に把握するために使用

※お子さんの様子で気になることがあれば、学校にご相談ください。

お子さんのお名前：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

記入日：　　年　　月　　日（　　）

子どもの様子

【朝：登校前】
- □　なかなか起きてこなかったり、体調不良を訴えて休みたがったりする
- □　学期初めや休み明けに登校を嫌がったり、元気がなかったりする
- □　食欲がなくなったり、会話がなくなったりしている

【夕方：下校後】
- □　勉強しなくなったり、集中力がなくなったりしている
- □　持ち物や自転車などが壊れたり、なくなったりする
- □　必要以上にお金をほしがるようになった
- □　親しい友人と遊んだり、連絡を取ったりしなくなった
- □　服の汚れや体のあざや擦り傷があり、理由を言いたがらない

【夜：就寝前後】
- □　学校や友人の話題を避けるようになった
- □　部活動や学校をやめたいと言うようになった
- □　自分の部屋に閉じこもる時間が増えた
- □　ささいなことでイライラしたり、落ち着きがなくなった
- □　スマートフォンやＳＮＳをひどく気にするようになった
- □　寝つきが悪かったり、夜眠れない様子がある

【その他気になること】
（　　）

子どもの様子が気になったら

【学校への相談】
- 白川小学校（Tel：８２－３００７）

【三重県教育委員会の主な相談窓口】
- 子どもSNS相談みえ（中高生対象・平日17:00~22:00）
- ネットみえ~る（SNS上のいじめや不適切な書き込みの報告）
- いじめ電話相談（Tel：059-226-3779　毎日24時間）

資料２

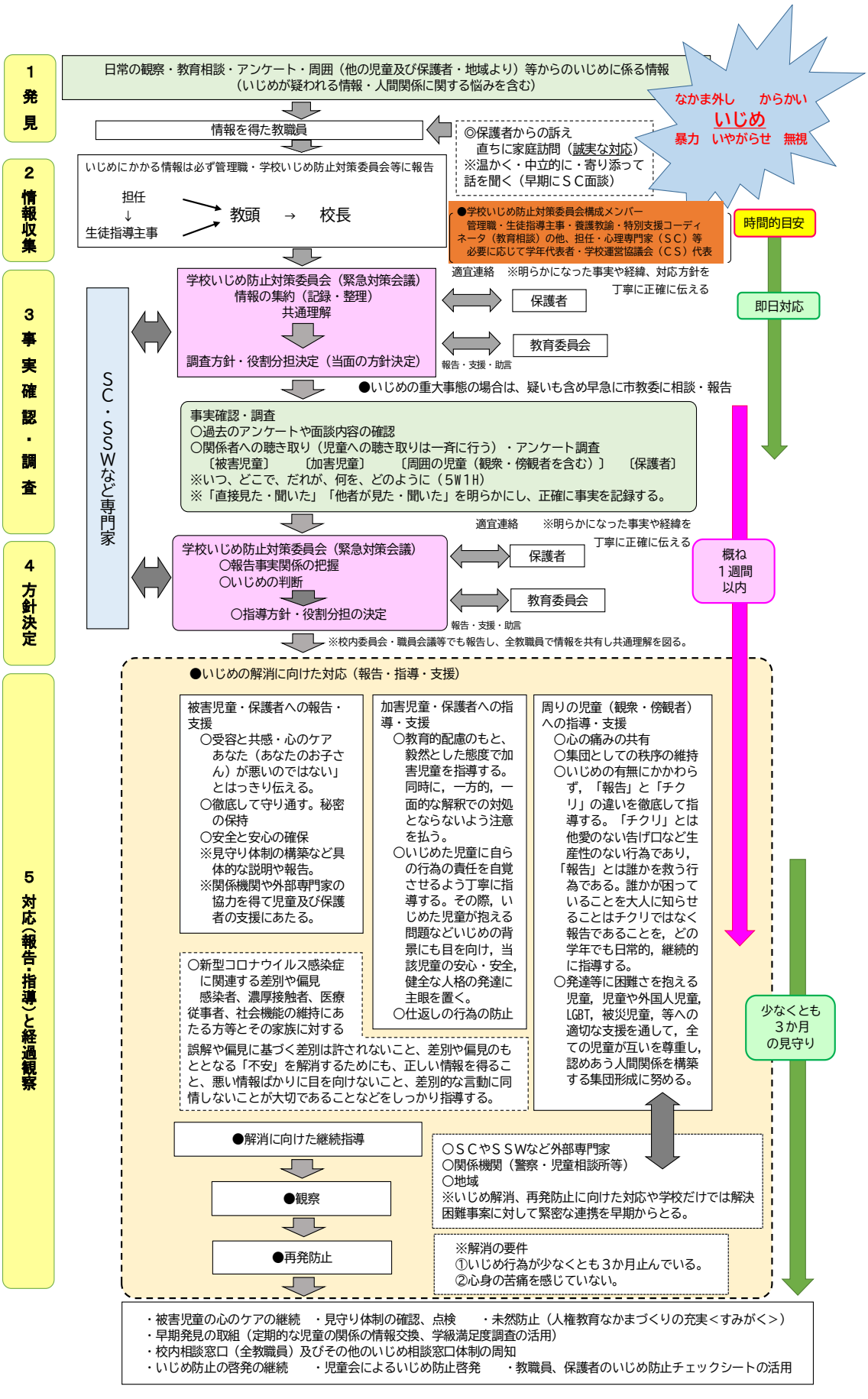
1 発見
2 情報収集
3 事実確認・調査
4 方針決定
5 対応（報告・指導）と経過観察
日常の観察・教育相談・アンケート・周囲（他の児童及び保護者・地域より）等からのいじめに係る情報
（いじめが疑われる情報・人間関係に関する悩みを含む）
なかま外し　からかい
いじめ
暴力　いやがらせ　無視
情報を得た教職員
◎保護者からの訴え
直ちに家庭訪問（誠実な対応）
※温かく・中立的に・寄り添って話を聞く（早期にＳＣ面談）
いじめにかかる情報は必ず管理職・学校いじめ防止対策委員会等に報告
担任
↓
生徒指導主事
教頭　→　校長
●学校いじめ防止対策委員会構成メンバー
管理職・生徒指導主事・養護教諭・特別支援コーディネータ（教育相談）の他、担任・心理専門家（ＳＣ）等
必要に応じて学年代表者・学校運営協議会（ＣＳ）代表
時間的目安
即日対応
適宜連絡　※明らかになった事実や経緯、対応方針を丁寧に正確に伝える
学校いじめ防止対策委員会（緊急対策会議）
情報の集約（記録・整理）
共通理解
調査方針・役割分担決定（当面の方針決定）
保護者
教育委員会
報告・支援・助言
ＳＣ・ＳＳＷなど専門家
●いじめの重大事態の場合は、疑いも含め早急に市教委に相談・報告
事実確認・調査
○過去のアンケートや面談内容の確認
○関係者への聴き取り（児童への聴き取りは一斉に行う）・アンケート調査
〔被害児童〕　〔加害児童〕　〔周囲の児童（観衆・傍観者を含む）〕　〔保護者〕
※いつ、どこで、だれが、何を、どのように（５Ｗ１Ｈ）
※「直接見た・聞いた」「他者が見た・聞いた」を明らかにし、正確に事実を記録する。
適宜連絡　※明らかになった事実や経緯を丁寧に正確に伝える
学校いじめ防止対策委員会（緊急対策会議）
○報告事実関係の把握
○いじめの判断
○指導方針・役割分担の決定
保護者
教育委員会
報告・支援・助言
概ね１週間以内
※校内委員会・職員会議等でも報告し、全教職員で情報を共有し共通理解を図る。
●いじめの解消に向けた対応（報告・指導・支援）
被害児童・保護者への報告・支援
○受容と共感・心のケア
あなた（あなたのお子さん）が悪いのではない」とはっきり伝える。
○徹底して守り通す。秘密の保持
○安全と安心の確保
※見守り体制の構築など具体的な説明や報告。
※関係機関や外部専門家の協力を得て児童及び保護者の支援にあたる。
加害児童・保護者への指導・支援
○教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。同時に，一方的，一面的な解釈での対処とならないよう注意を払う。
○いじめた児童に自らの行為の責任を自覚させるよう丁寧に指導する。その際，いじめた児童が抱える問題などいじめの背景にも目を向け，当該児童の安心・安全，健全な人格の発達に主眼を置く。
○仕返しの行為の防止
周りの児童（観衆・傍観者）への指導・支援
○心の痛みの共有
○集団としての秩序の維持
○いじめの有無にかかわらず，「報告」と「チクリ」の違いを徹底して指導する。「チクリ」とは他愛のない告げ口など生産性のない行為であり，「報告」とは誰かを救う行為である。誰かが困っていることを大人に知らせることはチクリではなく報告であることを，どの学年でも日常的，継続的に指導する。
○発達等に困難さを抱える児童，児童や外国人児童，LGBT，被災児童，等への適切な支援を通して，全ての児童が互いを尊重し，認めあう人間関係を構築する集団形成に努める。
○新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見
感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別は許されないこと、差別や偏見のもととなる「不安」を解消するためにも、正しい情報を得ること、悪い情報ばかりに目を向けないこと、差別的な言動に同情しないことが大切であることなどをしっかり指導する。
少なくとも３か月の見守り
●解消に向けた継続指導
●観察
●再発防止
○ＳＣやＳＳＷなど外部専門家
○関係機関（警察・児童相談所等）
○地域
※いじめ解消、再発防止に向けた対応や学校だけでは解決困難事案に対して緊密な連携を早期からとる。
※解消の要件
①いじめ行為が少なくとも３か月止んでいる。
②心身の苦痛を感じていない。
・被害児童の心のケアの継続　・見守り体制の確認、点検　・未然防止（人権教育なかまづくりの充実＜すみがく＞）
・早期発見の取組（定期的な児童の関係の情報交換、学級満足度調査の活用）
・校内相談窓口（全教職員）及びその他のいじめ相談窓口体制の周知
・いじめ防止の啓発の継続　・児童会によるいじめ防止啓発　・教職員、保護者のいじめ防止チェックシートの活用